

ジョン・ロックと復古体制危機

山田園子

- 一 はじめに
- 二 復古体制危機
- 三 イングランド教会の旋回
- 四 ロックの神授権主教制批判
- 五 おわりに

一 はじめに

本稿は、復古体制危機時 (the Restoration Crisis 一六七八―八三年) において、イングランド教会の存続をめぐる、どのような課題が存在したかを明らかにするものである。この作業のねらいは、一六八〇年代初頭におけるエドワード・ステイリングフリートとジョン・ロックとの論争の検討に向けて、その背景を理解することにある。

ステイリングフリート (Edward Stillingfleet 一六三三―九九年) は、ウースター主教在任中の一六九七年にロックの『人間知性論』への批判を開始し、自身が没するまでロックとの間で応酬が続いた。ロック―ステイリングフリート論争と云えば、神学や哲学にかかわるこちらの議論の方が研究者によく知られている。⁽¹⁾

だが、彼とロックとの間にはもう一つの論争があった。ステイリングフリートは、一六八〇年五月にギルドホール

礼拝堂で行なった市長の前での説教『分離の災い』を同年に公刊、さらに翌年、説教の内容を拡充した『分離の不当性』を公刊した。⁽²⁾ スティリングフリートは一六六〇年代初頭の『イレニクム』出版等をもとに、一般にリベラルなアングリカンまたは広教主義者 (Latitudinarians) の一人とされるが、『分離の災い』等ではイングランド教会の歴史的正当性を強調し、教会から分離する非国教徒を非難した。彼の主張には、非国教徒はもとより、国教会制自体を必ずしも否定しなかったりチャード・バクスター、そしてバクスターから高評価されたジョン・ハンフリーのような「中道」派からも批判が寄せられる。⁽³⁾ 公刊はされなかったが、ロックも一六八一年にスティリングフリート批判を書き、それが手稿のままラヴレース・コレクションに残されている。⁽⁴⁾

ロックによるスティリングフリート批判の手稿は、一六六七年に執筆が開始された『寛容論』から、一六八九年に公刊された『寛容書簡』に至るまでの、国教会と非国教徒との葛藤にたいするロックの議論の展開を考える上で、貴重な文書と言える。本稿は、一六八〇年代初頭のロック・スティリングフリート論争を検討する準備作業として、イングランド教会再編における教会統治論の闘いという視点から当時の背景を見るものである。⁽⁵⁾ この作業をつうじて、スティリングフリートやロックが何を当時の教会における課題と受けとめていたのかを明確にしたい。

以下の「二 復古体制危機」では、復古体制危機という用語に注意しながら、当時の状況を概観する。「三 インجلتراン教会の巡回」では、復古体制危機時において、教会論上何が新たな問題となっていたかを概略的に明らかにする。概略的な教会論上の問題点をふまえて「四 ロックの神授権主教制批判」では、ロックが実際に何を自身の課題として看取していたかを、一六七五年に公刊された『貴顕の土からの手紙』を中心に検討する。「五 おわりに」では、以上の議論をふまえて、スティリングフリートやロックらが復古体制危機時に争い合わねばならなかった、イングランド教会をめぐる課題を明確にしたい。

二 復古体制危機 (the Restoration Crisis)

復古体制危機という語は、ジョン・スコットが『アルジャン・シドニーと復古体制危機、一六七七—一七八三年』において使い始めたものである。本書の冒頭に「一六七八年から一七八三年までの復古体制危機は、教皇主義および恣意的統治をめぐる一七世紀イングランドの三つの危機の内、第二のものだった」とある。⁶⁾

旧来、一六七八年以降の危機は「排斥危機」(the Exclusion Crisis)と呼ばれてきた。⁷⁾一六七八年に教皇主義者による国王暗殺計画の陰謀が暴露されると、この陰謀の加担者の一人として、王弟で王位継承者のヨーク公が指摘された。ヨーク公がローマ・カトリック教を公然と表明していたことから、反教皇主義感情の高揚を背景に、彼を王位継承から排除する法案が一六七九年五月に庶民院に提出された。庶民院通過を憂慮した国王は議会休会宣言およびその後の解散措置によって法案審議を妨害する。一六八〇年十月に招集された新議会で再び類似の法案が提出されたときには、庶民院を通過したが貴族院により否決されたまま、一六八一年一月に国王は議会を解散してしまう。その後三月にオクスフォードで新たに議会が開会されて、三度目の法案提出がなされたが、国王は一週間で議会を解散してしまった。その後、議会を開会しないまま一六八五年にチャールズ二世は死去し、ヨーク公がジェームズ二世として即位する。

しかし、排斥危機時には、ヨーク公排斥だけが問題ではなかった。排斥問題、換言すれば王位継承者を誰にするかという問題は、スコットによれば、一六七八—一八三年の危機の一つのあらわれにすぎず、またこの危機時に登場した多くの二次的問題の一つにすぎない。したがって、「排斥危機」は当時の主要問題を誤解させる名称だった。⁸⁾そのかわりに、一六七八—一八三年の危機を復古体制危機とスコットは呼ぶ。排斥問題にとどまらない、この危機の特徴は四

点に整理できる。

第一に、復古体制危機は、教皇主義と恣意的統治をめぐるステュアート朝における第二の危機であり、一六三八—四二年の第一の危機と同様の問題を抱えていた。

第二に、その問題は議会、宗教そして対外政策にかかわり、教皇主義と恣意的統治をめぐる第一の危機時における恐怖、分裂、危機の様相が第二期に復活した。

第三に、排斥問題は、これらの深刻かつ長期的な政治的、宗教的危機の一つのあらわれにすぎない。排斥危機という名称に適切なものは、むしろ、一六八八—九年の第三の危機の方である。

第四に、復古体制危機は、より具体的には、海外の宗教的敵であるカトリック教国との連携をチャールズ二世が拒否せず、彼の統治自体がイングランドにとって脅威となったことに対して、議会とプロテスタントイズムが生き残りをかけて対決した事態だった。

スコットによれば、復古体制危機において、第一の危機つまり「先の反乱」の記憶がよみがえった。例えばロバート・フィルマーの『家父長制論』の手稿が一六八〇年に公刊され、こうした出版にロックは危機の復活と本質を見た。⁹⁾ 復古体制危機時には、現在では古典とされるような重要な政治文書があいついで公刊される。フィルマー批判を含むロックの『統治二論』もその一つだった。ジョン・ダンは『統治二論』を排斥問題と結びつけることに疑問をもつが、実際そこでは、誰が王になるべきかという排斥または継承が議論されているのではなく、イングランド政体における君主制のあり様自体が問題とされた。¹¹⁾

むしろ、従来の研究文献において「排斥」や「排除危機」といった用語が使われた場合でも、王位継承だけを問題としていたわけではない。また、「復古体制危機」という語を使用しないものの、一六四〇年代以降の内戦期との連

続性で王政復古期をとらえる見方に注目する文献が、近年になって日本でも現われるようになった。王政復古期は、内戦期で未解決のまま残された問題、つまり教皇主義と専制政治への恐怖が再び噴出した時期であり、ここでは宗教政策と政体は依然、国政を左右する重大問題だった。¹²⁾

本稿では、一六七八年以降の危機を「復古体制危機」と呼ぶ。その理由は、ロックに即した場合、彼はこの時期に、王位継承という一時事を超えた憲政的文書として『統治二論』を書き、そして反教皇主義を背景にステイリングフリートの教会論を批判したからである。¹³⁾ 前者では『統治二論』の「第一論」の冒頭から、専制政治への嫌悪と恐怖が明らかにされ、後者では教皇主義の脅威に対抗して、国教会と非国教徒の両方を視野に入れた教会論を、ステイリングフリートとは異なる形で考えようとする。ロックの業績に即しても一六七八年以降は、イングランド政体と教会制度が、つまり王政復古体制自体が議論の対象とされる程の深刻な危機の時代だった。そこでは、内戦期に登場し、かつ決着を見なかった政治的および宗教的な問題が再燃したのである。

三 イングリランド教会の旋回

ここでは、一六八〇年代初頭のロックスティリングフリート論争の検討のために、復古体制危機時において、教会論上、何が問題とされていたかを明らかにしたい。

一六六〇年の王政復古の際に主教制国教会が復活する。この主教制国教会体制は、一六六二年の統一法以降、クラレンドン法典と呼ばれる一連の非国教徒弾圧立法によって支えられる体制だった。これに対して、国王は一六六二年と一六七二年に、弾圧立法の適用を大権行使によって免除および猶予する信仰許容宣言を出したが、両方とも議会の

抵抗に遭って撤回された。国王の宣言に議会や教会側が危惧したことは二点ある。第一に、これらの宣言は、議会制定法に手をかけて教会問題に介入する、国王による議会無視および教会侵略であること、第二に、信仰許容宣言はプロテスタント系非国教徒だけでなく、カトリック教徒の信仰許容をも可能にすること、である。国王の宣言への反動として、一六七三年にはダンビ伯の指揮下、審査法が成立する。この法は官職保有者にたいしてイングリランド教会で礼典を受ける義務を課し、カトリック教徒とプロテスタント系非国教徒を官職から排除するものだった。¹⁴⁾

しかし、弾圧を主とする非国教徒対策には、議会や国教会の中にさえ疑問の目を向ける人々が出てくるようになる。ジョン・スパーによれば「一六六二年の宗教体制によって奉られた理念は、一六七〇年代までには時代遅れとなった」のである。スパーによれば、一六七〇年代は国教徒にとって、教会論上、次の三つの意味で転換点となった。

第一に、迫害の有効性に疑問が出され、そのことが世俗統治者の宗教上の役割に根本的な問題を提起した。

第二に、国教会やプロテスタントの脅威として、プロテスタント系非国教徒ではなく、むしろ教皇主義者が一層強調されるようになった。¹⁵⁾

第三に、国教会の聖なる象徴として国王ではなく、主教が強調されるようになった。¹⁶⁾

第一点について、この種の問題提起はロックの『寛容論』にすでに明らかである。現実的な動きとしては、一六七三年には、いわゆる「緩和法案」が庶民院で議論されるに至った。審査法がプロテスタント系非国教徒をも官職から排除したことを背景に、緩和法案は彼らへの一種の妥協を探る。それは、包容 (comprehension 包括とも訳す) つまりイングリランド教会へのできるかぎりの非国教徒の取り込みを図り、同時に、寛容つまり国教会外にとどまる非国教徒に刑罰法を適用しないという、二策のセットだった。もちろん、国教会への非国教徒の包容を恐れる主教もあり、緩和法案は貴族院内の厳格な国教徒の反対により廃案となるが、カトリック教徒と峻別してプロテスタント系非国教徒

の救済が議会で議論された最初の事例であった。¹⁷⁾

第二点について、緩和法案の試みにおいても顕著なことだが、プロテスタント系非国教徒とカトリック教徒とが峻別され、国王の信仰許容宣言、親フランス政策、そしてとくに一六七八年の教皇主義陰謀の暴露を契機に、カトリック教徒への恐怖が反教皇主義としてヒステリックなまでに強調されるようになる。強硬な国教徒から徹底した非国教徒に至るまで皆、反教皇主義感情を抱き、プロテスタントの連帯の必要性を語るものの、その具体的内容は相互に異なる。ステイリングフリートのような国教会聖職者は、国教会から分離する非国教徒の寛容は教皇主義を増長させると恐れ、他方、非国教徒は、宗教統一を強制して彼らに信仰の自由を認めないことこそ、福音の拡大とプロテスタントの連帯を妨害し、教皇主義という共通の敵と闘うことを不能にすると主張した。¹⁸⁾ 教皇主義の言辞を叩き付け合いながら、両者は互いの対立を先鋭化していく。

第三点について、国教会の聖なる象徴の問題は、教会を教会たらしめるものが何かという問題になる。聖なる象徴として、使徒以来按手をつうじて聖性を継承したとされる主教が国王にとつて替わる。主教制や使徒継承については教会内でも多様な意見があるが、極端な場合、主教は神から特別な聖性を受け取ったとする神授権主教制が説かれ、神の恩恵は使徒からの継承によって、主教によつてのみ伝授されると主張されるようになる。

スパーは、国教会の聖なる象徴として主教が強調されるようになる時点空位期、つまり君主制がいったん廃止された一六五〇年代に求める。¹⁹⁾ だが、八代崇によれば、イングランドの宗教改革以来、イングランド教会の主教制は「当時の神学者たちがそのように理解しなかったにせよ、神権的主教制であつて、君権的主教制ではなかった」というのも、『聖職者任命令』（一五三四年）により主教の選任権は国王のものとなったが、選任された人物を主教として聖別することは国王の権限ではなかったからである。内戦・空位期にイングランド教会が国教会としての地位を奪わ

れても、使徒を継承する主教が存在して聖職を執行する限り「教会性を失」なわず、王政復古により主教制国教会が復活した。⁽²⁰⁾ この主教重視は次の二点において国教会の理念や運営に影響を及ぼす。

第一に、国教会制において本来、教会と国家は不分離のはずだが、イングランド教会をイングランド教会たらしめるものが何かという疑問が出る。具体的には、人がイングランド教会員としてのアイデンティティを得られるのは、聖なる君主に従うことによるのか、聖職者がほどこす教会礼典によってなのか、という問題となる。

第二に、君主が主体となる御領教会であるならば、イングランド教会が国教会 (the national church) として存在するのはもつともだが、主教が主体の教会であるならば、イングランドという領域に制約される必要はなくなる。⁽²¹⁾

どちらも、主教を主体とする独立した権威をとまう自律的な存在としてイングランド教会をとらえようという志向に由来する問題である。⁽²²⁾ こうした主教重視は二つの含みをもつと考えられる。一つは、主教重視は、教皇が頂点に立つローマ・カトリック教会と、国教会主教の権威を否定する非国教徒との両者に対抗するものであること。もう一つは、対外進出や植民活動の進展によって御領教会の建前が崩壊している現実の中で、自身のアイデンティティを明確にした教会の発展的存続の可能性を確保することである。⁽²³⁾

四 ロックの神授權主教制批判

主教重視の議論とくに神授權主教制は、ロックによっては、政治権力を握ろうとする教会人の企みと理解され、教皇主義と大差ないと非難された。彼が神授權主教制に明確に対峙し、主教制に露骨な反感を示すようになるのは一六七五年である。この対峙は、一つは『寛容論』への追加として一六七五年に書かれたと推測される手稿上で、もう一

つはダンビ伯が提案した一六七五年四月のいわゆる「ダンビ審査」法案に対抗して、ロックがシャフツベリ伯の下で口述筆記したとされる『貴顕の士からの手紙』において明らかである。⁽²⁴⁾

『寛容論』への追加は、四本現存する『寛容論』手稿の内、*Adversaria 1661*に書かれた本文に加えられたものであり、ジョン・R・ミルトンらの推測では一六七五年に、ロックがフランスへ発つ前に書かれたとされる。『寛容論』本文では世俗統治者と宗教との関係が問題となるが、追加部分では、聖職叙任権が神授権として行使されることが、世俗支配権にまで影響する危険性を語気鋭く指摘する。「司祭に始まるあの叙任権は、放置しておけば、絶対的支配権へと確実に成長するであろう。そしてこの世の王国はもたないとキリスト自身が言明するにもかかわらず、彼の継承者達は（権力をともかく掌握できるときはいつでも）大きな執行権限と、厳密には世俗的なあの支配権を獲得する。」この危険性においては「教皇」も「長老派」も同罪だった。⁽²⁵⁾

追加部分でのこの神授権説批判は、『貴顕の士からの手紙』（以下『手紙』と略す）にも共通するテーマだった。『手紙』は貴族院での発言を参照する形で次のように書く。「もし監督制（Episcopacy）主教制とも訳す）が神授の準則によるものとして受容されるべきものであるならば、王の至高性は放擲されることになる」。⁽²⁶⁾『手紙』については、ロックは著者であることを主張せず、執筆や内容への彼の関与も断定できない。ミルトンやマーク・ゴルデイが指摘するように、ロックは主人シャフツベリ伯の下で手紙の執筆に巻き込まれ、彼の役割は文書の口述筆記と整理という二次的なものだったろう。⁽²⁷⁾とはいえ、『寛容論』追加部分と『手紙』の両者に見られる激しい神授権主教制批判という共通項から推測すれば、『手紙』はロック自身の見解も反映するもの、少なくともその内容に彼の異存はなかったものと考えられる。実際、『手紙』が公刊されるや否や、貴族院は絞頭吏による焼却命令と執筆者等の探索を命じたが、その命令直後の一六七五年十一月十二日に、ロックは逃げるようにフランスへ去る。彼が帰国したのは一六七九年だ

った。⁽²⁸⁾

『手紙』は、そしておそらく『寛容論』追加部分も、直接には「ダンビ審査」法案に対峙するものだが、神授權主教制批判に始まる教会と国家の関係の問い直しは、一六七八年以降の「復古体制危機」時の課題を先取りする。『手紙』等が問題視したことは、教皇主義と恣意的統治を、神授權を主張する主教がおり立てることだった。王政復古体制にロックが具体的に何を課題として看取したのか、『手紙』の検討を以下で進めたい。⁽²⁹⁾

『手紙』は「ダンビ審査」法案、すなわち「政府に不満を持つ人々から生じうる危険を回避する法」案通過の挫折を背景に、この法案の問題を指摘する。法案の内容は官職保有者や議員にたいし、次の宣言と宣誓を行なわせるものである。「私こと A・B は、いかなる口実であれ王に抗して武器を取るとは合法的ではないこと、並びに王の身柄に抗して、又は王の委任の遂行において委任を受けた人々に抗して、王の權威にもとづいて武器を取るというあの反逆的な見地を拒否することを宣言し、及びいかなる時であれ、教会又は国家の統治の変更を企てないと誓います。」⁽³⁰⁾

ダンビ伯(初代、トマス・オズボーン、一六九四年に初代リーズ公爵)は一六七三年に大蔵大臣に就任して以降、議会での多数派確保の試みによりいわゆる「宮廷派」を形成した。それに対抗してシャフツベリ伯の周辺に集まってきた人々が、いわゆる「地方派」と呼ばれ野党的な存在となる。こうした与野党の対立は、「ダンビ審査」法案や王位継承等をめぐる政治抗争の過程で、トーリーとホイッグの党派形成に至るとされる。野党・ホイッグにとって、『手紙』は議会外の人々に訴えかける一種のプロバガンダ文書であり、「ダンビ審査」法案を契機にシャフツベリ伯の存在が目立つようになる。⁽³¹⁾

『手紙』が問題とする事項はクラレンドン法典をはじめ多岐にわたり、法案自体をめぐっては審議過程を紹介しながら多彩な議論を展開する。その内容は国王の至上性、国王への抵抗権、大権行使、議会の権利と自由、貴族の特権、

宣誓の意義等にまで及ぶ。庶民院議員のアンドルー・マールヴェルの書簡によれば、「ダンビ審査」法案をめぐる審議は、貴族院での法案に対するシャフツベリ伯らによる前例のない抗議、庶民院での激しい対立、深夜にまで及ぶ議論、マナー無視の発言等、過熱した様相を呈した。⁽³²⁾

この『手紙』にダンビ伯率いる官廷派とシャフツベリ伯率いる地方派との対抗を投影し、「ダンビ審査」法案における宣誓等の制定法化の試みを、宮廷・国王の専制対地方・議会の自由という政治的対立の激化要因と見ることもできるだろう。だが、ミルトンが指摘するように、「ダンビ審査」法案で求められた宣誓等の内容自体は新奇なものではなく、ロック自身カレッジのテューターになるとときには、この種の宣誓は当然求められたはずのものであった。宣誓等の制定法化と政治的対立の激化との関連を否定することはむろんできないが、復古体制危機との関連で『手紙』を読めば、「ダンビ審査」法案の問題として、宣誓強制の背後にあるダンビ伯のねらいを見逃せない。それは、ゲリイ・ドゥ・クレイによれば「一六七〇年代の復古体制につきつけられた最重要の国内問題」としての教会体制の将来にかかわるものであり、政治党派を超える教会論の闘いを引き起こしたのである。⁽³³⁾

ダンビ伯のねらいはドゥ・クレイが引用する以下の言葉に集約される。「議會を支え、昔ながらの王党派と教会派を盛り立て、そして教皇主義者と長老派を血祭りにあげる⁽³⁴⁾」。彼には危機意識があった。この頃には復古当初の議員の半数が交代した上、信仰許容宣言、第三次英蘭戦争、カトリック教徒の王弟の存在等、国王の政策や身辺には問題が絶えなかった。さらに問題だったのは、ヨーク公排斥に反対し国教会を支持する、いわばトーリー的な議員の中にも非国教徒に妥協的な人々がいたことである。例えばダニエル・フィンチ（第二代ノッティンガム伯）は、一六七四年頭には、非国教徒支持の立場から「至上宣誓」の変更を求める議會演説を用意していた。⁽³⁵⁾

一六七四年二月に議會が休会に入ってから、ダンビ伯は主だった国教会聖職者や王の廷臣数人と協議を重ね、次の会

期における対策を練る。彼らの中には緩和法案廃案を喜んだウインチェスター主教ジョージ・モーリーや、カンタベリー大主教ギルバート・シエルドンがいた。そこで問題とされたのは、「ローマの迷信と偶像崇拜的实践と抑圧」および「さまざまなセクトの邪悪かつ破壊的な新奇性」であった。彼らは、イングランドプロテスタントは教皇主義者と非国教徒によって脅かされていると考え、「ダンビ審査」の制定 legalization によって、復古体制の信仰告白的な排他性を強化しようともくろむ。そこで実際に問題となるのは、『寛容論』の追加部分や『手紙』が明らかにするように、「ダンビ審査」が当時の教会内における主教重視の志向を強化することだった。それは、教会と国家における「二重の専制」、しかも神授権説を利用して実質的に教会が国王の上に立つ専制だった。ダンビ伯や強硬な国教会主教らは、神授権説によって教会の至上性を唱え、さらに「君主制は神授権によるものだ」とおだてて国王を教会の手先に使うことで、非国教徒を完全に排除する教会国家体制を作ろうとしたのである。⁽³⁶⁾

『手紙』と『寛容論』の追加部分をもとに、「ダンビ審査」がねらう教会国家体制にロックらが見る問題を、具体的に以下の五点に整理しておきたい。

第一に、教会統治は不変のものだと宣誓させる点に、神授権主教制の主張を見る。それによれば、主教は「天に直接由来する力」や「生涯消えざる印」をもち、主教による以外のどんな聖職叙任もありえない。主教による教会統治は神の命令として受け取られるべきものであり、いかなる変更も許されない。⁽³⁷⁾

第二に、神授権主教制は、人間の手による教会上の変更を一切拒否するので、エドワード六世やエリザベス以来の、君主が長となる国教会のあり方を一変させる。「ダンビ審査」は「主教冠を王冠の上に置き」、「国王の至上性を放擲する」⁽³⁸⁾

第三に、国王が至上性を放擲したことへの見返りとして王権神授説が語られ、国王への人々の忠誠が強いられる。

神授権説は人定法による権力の制約を不能にするので、絶対君主制や恣意的統治が登場し、その絶対権力を利用して、教会は国王と並んで神のように崇められるべきものとなる。議会は宮廷と教会の意のままになる「集金かつ法律通過機関」と化し、法案に反対する者は「反君主」思想の持ち主や叛逆者と疑われることになる。⁽³⁹⁾

第四に、イングランド教会が「厳格、盲目的かつ異論の余地のない信徒」を徹底すれば、それは「われわれの教会が教皇主義に陥る」ことである。「ダンビ審査」法案審議において、「主教は教皇反対の彼らの情熱を完全に脇に置いた」。そこで敵となるのは、主教が「狂信派」と呼ぶ、イングランド教会に信徒しないプロテスタント系非国教徒だった。⁽⁴⁰⁾

第五に、こうしたプロテスタント系非国教徒の敵視は、「プロテスタント教」(the Protestant Religion) がそもそも何かという問題となる。ウインチェスター主教らは議会で、「プロテスタント教」は三十九箇条、祈祷書、教理問答書、公定説教集と教会法の五文書に含まれると主張した。これに対し『手紙』はシャフツベリ伯の以下の発言を紹介する。三十九箇条上の教義とは異なる見解が教会内で現に支持されており、祈祷書は人間の作物であって「神聖なもの」ではなく、教理問答書等については改訂の余地があること。⁽⁴¹⁾

これらの問題を集約すれば、「時、緊急事態、人事の変化にかかわらず、変更をけつして企てないと私が宣誓せねばならぬ、教会と国家の統治とは何か？」という疑問になる。⁽⁴²⁾

『手紙』は一六七三年の緩和法案を好意的に回顧する。その法案においては、教皇主義に対峙して「プロテスタントの利益」を図るために、主教の一部さえイングランド教会とプロテスタント系非国教徒の連帯を求めていた。⁽⁴³⁾ 「ダンビ審査」法案は教会内のそうした思惑をもふみにじり、復古体制を神授権説に立つ「恣意的統治」へと突き落とすものだった。ダンビ伯らは信仰告白的な教会国家体制をねらい、議院内反対派、その支持者、および非国教徒の「狂信派」

がそれを拒否することを教皇主義の一環とみなした。他方、「ダンビ審査」法案に反対する人々は、神授權主教制に立つ教会国家体制は「恣意的統治」の導入に至り、そしてそれこそが教皇主義陰謀だという恐怖感をもつ。反教皇主義感情は、国内外のローマ・カトリックへの反感と無縁ではないが、少なくとも「ダンビ審査」法案以降、国内の政治、宗教的対立の激化を促進する。教皇主義のレッテルを互いに貼り付け合いつつ、相互不信、恐怖と不安を募らせた結果が、一六七八年の教皇主義陰謀暴露、それに続く陰謀者なるものの告発、そしていわゆる排斥危機だった。⁴⁴⁾

したがって、反教皇主義の高揚と排斥危機のさなかに、右の五つの問題、とりわけ教会統治と取り組んだ議論が次々と現れたのは不思議ではない。とくに議会での動きに注目すると、『第二排斥議会』の招集が許され次第、王政復古宗教体制の構造がもう一度問題とされるに至ることが、一六八〇年夏には明確となった。⁴⁵⁾ その結果、排斥法案の審議と共に、一六八〇年十一月以降、庶民院で「包容法案」の起草、審議が進められ、同時並行的に「寛容法案」も審議された。包容法案は、長老派によって叙任された者にイングランド教会における聖職を認め、統一法等で要求された宣言や宣誓を不要とする他、洗礼や聖餐時の儀式規定を緩めるなど、プロテスタント系非国教徒をできるだけ多くイングランド教会に取り込むものである。寛容法案は、それでもなお教会からの分離を主張するプロテスタント系非国教徒に、一定の制約下で集会の自由を認め、集会法等の刑罰法規の適用を免除するものだった。⁴⁶⁾

両法案は一六八一年頭の国王による議会解散に伴い廃案となるが、両法案が起草、審議されたことは、「ダンビ審査」法案やその後の事態への反感や恐怖が、神授權主教制に立つ教会国家体制とは異なる広範なプロテスタント体制への要求を復活させてしまったことを明らかにする。だが、こうした動きに反発して、非国教徒の分離を認めず、国教会としてのイングランド教会の強化を図る議論も登場する。ステイリングフリートは、すでに一六八〇年五月に市長の前でこの種の説教を行った。それを『分離の災い』として同年に公刊し、さらに庶民院で提案された包容法案と

寛容法案に同調できないまま、翌年、彼は説教の内容を拡充して『分離の不当性』を公刊した。これらの説教や文書は、ステイリングフリートと、他方非国教徒やその支持者との間で激しい応酬を引き起こすことになる。⁽⁴⁷⁾ ロックの手稿はその応酬の一片だった。

ステイリングフリートは非国教徒の分離を非難したが、それは非国教徒へのたんなる反感の表明でも、またその弾圧を目的とするものでもない。彼はイングランド教会の存立根拠、プロテスタントイイズムの概念、主教制の歴史や内容、教区教会の意義等、教会の本質にかかわる議論を展開し、非国教徒の分離はその一環として問題とされた。彼の文書は復古体制危機における国教会としてのイングランド教会再編論ともいべきものであり、彼を批判する側もそれに応じた議論を出さなければならなかった。

ロックの手稿は、ステイリングフリートへの論評を契機に、右にあげた五つの問題の内、とくに教会統治に関連するものへの応答となる。ロックは一六七九年にフランスから帰国した後、ステイリングフリートの議論を検討する。⁽⁴⁸⁾ それと同時に、フィルマーが説いた王権神授説への批判を第一書とする『統治二論』を執筆する。復古体制における教会と国家の関係の問い直しを、その両者の側からロックは行なったのである。

五 おわりに

ここで、右の議論を整理した上で、ステイリングフリートやロックが何を当時の教会問題における課題と受けとめていたのかを、明示しておきたい。

本稿ではスコットの語を用い、排斥危機と通称されてきた一六七八年以降の危機を復古体制危機と呼ぶ。『統治二

論』やステイリングフリート批判といったロックの業績に即した場合、一六七八年以降は、君主制と教会制度自体が議論の対象とされる程に、深刻な危機の時代だったと考えられるからである。

復古体制危機においてとくに問題となるのは、国王ではなく主教を聖なる象徴とする、主教重視の姿勢がイングラド教会内で顕著になったことである。主教重視は極端な場合、神授權主教制、つまり主教の権限は神に直接由来し、使徒継承によって伝授されるという考え方に至る。この神授權主教制をロックは、一六七五年に書かれたと考えられる『寛容論』の追加部分で非難していた。さらに同年公刊された『手紙』は、一六七八年以降の復古体制危機時の議論を先取りして、教皇主義と恣意的統治を問題視し、しかもそれらの問題を神授權を主張する主教が増幅していることを指摘する。「ダンビ審査」法案は当時の教会内における主教重視の志向を強化し、それが教会と国家における、しかも実質的に教会が国王の上に立つ、「二重の専制」を正当化するのだった。

その後、主教重視の信仰告白的教会国家体制を支持する人々と、「恣意的統治」の導入としてそれに反対する人々との対立が、互いを教皇主義として非難しあう中でヒステリックな反教皇主義的言動に高じたのが、一六七八年の教皇主義陰謀暴露、そしていわゆる排斥危機である。ここで国教会と非国教徒との葛藤という復古教会体制の問題が再燃する。一六八〇年秋に開会された議會は、広範な基盤に立つ新たなプロテスタント教会体制を求めて、包容法と寛容法の導入により国教会と非国教徒との対立を緩和しようとする。だが、これらの法案は廃案となった上、頑固な国教会派は国教会から分離した非国教徒を認めなかった。こうした中で、ステイリングフリートは主教制国教会を擁護して、教会統治の根幹にかかわる議論を展開し、非国教徒やロックらはそれを受けて立つことになる。

ステイリングフリートとロックにつきつけられた課題は、一言で言えば、国家と教会のあり方そして両者の関係にかかわる。より具体的に五点の課題を以下で提示しておく。

第一に、教会統治とは誰がどういう根拠かつ権限で行なうものか。とくに主教職をどう位置づけるのか。

第二に、教会統治において「教会の長である国王」の役割は何か。主教と国王の関係はどうあるべきか。

第三に、王権の根拠と権限は何か。

第四に、国内の対立が教皇主義の言辞に収斂され、その言辞の使用が有効と判断される、相互の反感や恐怖に通底する敵意の本質は何か。

第五に、教皇主義に対し連帯して守らねばならぬと考えられた「プロテスタント教」とは何か。イングランド教会と非国教徒は、プロテスタントとして相容れない存在か。

ゴルディは『統治二論』の「教会論的かつ反聖職的文脈」を重視し、次のように言う。「この点から見れば、『統治二論』は国王にかんしては相当曖昧に思えるだろう。ロックや仲間の急進派が最も一貫した教条的な抑圧だと宣告したのは、復古王政ではなく復古教会だったのだから。」⁽⁴⁹⁾ 国王にかんする議論が「相当曖昧」なのは議論を要するが、ゴルディの見解は『統治二論』の正確な読解のための一つの要請だと私はとらえる。つまり、ステイリングフリートへのロックの批判を、右の課題をふまえて検討することが必須だということである。『統治二論』は一般に、社会契約説や抵抗権論等に象徴される王権掣肘の議論として理解されているが、復古体制危機に即せば、新たな教会体制の上に立つべき「長である国王」を模索する論考だったかもしれない。

（本論説は平成19〜20年度科学研究費補助金基盤研究（C）による研究成果の一部である。）

(1) この論争におけるステイリングフリートによるロック批判を収録したリプリントとして、Edward Stillingfleet: *Three Criticisms of*

Locke, Georg Olms Verlag, 1987.

- (2) E. Stillingfleet : *The Mischief of Separation*, London, 1680, ditto : *The Unreasonableness of Separation*, London, 1681.
- (3) 非国教徒にたいしバクスターやハンフリーらが主張する「包容・寛容策」について、山田園子「ジョン・ロック『寛容論』の研究」
溪水社、二〇〇六年、一三二—一四九ページ参照。
- (4) MS Locke C. 34、この手稿の解説によるロックによるステイリングフリート批判の詳細については別稿を計画しているが、さしあ
り、『ロック政治論集』(マーク・ゴルディ編、山田園子・吉村伸夫訳) 法政大学出版局叢書ウニベルシタス八四四、二〇〇七年、三
六三—三六六ページ、「ステイリングフリートにかんする批判的ノート(抜粋)」参照。
- (5) この視点にめぐって、J. A. I. Champion : 'Religion after the Restoration' (Review), *The Historical Journal*, Vol. 36, No. 2, 1993, p. 427.
- (6) Jonathan Scott : *Algernon Sidney and the Restoration Crisis, 1677-1683*, Cambridge, 1991, p. 3.
- (7) 他に、「排斥法危機」、「王位継承排除危機」、「排除危機」等の呼称がある。浜林正夫『イギリス名誉革命史』上、未来社、一九八
一年、第二章。青柳かおり『イングランド国教会』彩流社、二〇〇八年、第三章第一節。
- (8) J. Scott : *op. cit.*, p. viii.
- (9) 複数の手稿にまたがるフィルマーの『家父長制論』がいつ書かれたかは確定されていない。ジョン・サマヴィルは、その最初の
二章は一六二〇年代に、第三章は一六三〇年頃に書かれたと推測する。Johann P. Sommerville (ed.) : *Sir Robert Filmer Patriarcha and
Other Writings*, Cambridge, 1991, pp. xxxii-xxxiv
- (10) *Ibid.*, pp. 7-25. 「先の反乱」の記憶のよみがりとして、トマス・ホップズの『ビヒモス』がある。『ビヒモス』が非合法法であれ公
刊され始めたのは一六七九年であり、合法版初版は一六八二年だった。この点について、山田「ホップズとイギリス革命」、「思想」
九九六号、二〇〇七年四月、参照。
- (11) John Dunn : *The Political Thought of John Locke*, Cambridge, Paperback edition 1982, First published 1969, p. 53.
- (12) 山本範子「王政復古と名誉革命体制」、岩井淳・指昭博編『イギリス史の新潮流』彩流社、二〇〇〇年。山田による本書への書評
は、『歴史評論』二〇〇一年五月号、参照。
- (13) 『統治二論』の主要部分の執筆時期を一六七九—一八〇年としたのは、Peter Laslett (ed.) : *Two Treatises of Government*, Cambridge,
Second reprinted paperback edition 1999, First published 1960, 'Introduction', p. 35. それには異論がある。例えは John Marshall : *John Locke*,

- Toleration and Early Enlightenment Culture*, Cambridge, 2006, p. 50 は一六八二—一六八三年とする。
- (14) 一六七〇年代前半までの宗教政策をめぐる背景の詳細については、山田『ジョン・ロック「寛容論」の研究』、三七—五二ページ、参照。
- (15) John Spurr : *The Restoration Church of England 1646-1689*, New Haven, 1991, p. 106. ditto : *England in the 1670s*, Oxford, 2000, p. 214.
- (16) 『寛容論』は一六六七年に執筆が開始され、一六七五年まで修正・追加が加えられ続けた。山田『ジョン・ロック「寛容論」の研究』、二二八—二二二ページ。
- (17) 青柳、前掲書、四六—五四ページ。
- (18) 山田『ジョン・ロック「寛容論」の研究』、二二五—二二七ページ。
- (19) John Spurr : *The Restoration Church of England 1646-1689*, p. 119.
- (20) 八代崇『イギリス宗教改革史研究』創文社、一九七九年、一八〇—二七九—二八〇ページ。
- (21) J. Spurr : *The Restoration Church of England 1646-1689*, pp. 106, 109, 119, 135.
- (22) Donald A. Spaeth : *The Church in an Age of Danger*, Cambridge, 2000, p. 16.
- (23) Mark Goldie : 'The Search for Religious Liberty 1640-1690', in J. Morrill (ed.), *The Oxford Illustrated History of Tudor and Stuart Britain*, Oxford, 1996, p. 239. 「イングランド国教会の普遍主義に基づいた拡張主義の傾向」を高教会派の対外政策に指摘するのは、西川杉子「イングランド国教会はカトリックである——一七・一八世紀のプロテスタント・インタナショナルと寛容問題」、深沢克己・高山博「信仰と他者 寛容と不寛容のヨーロッパ宗教社会史」東京大学出版会、二〇〇六年、一六七ページ。
- (24) 山田『ジョン・ロック「寛容論」の研究』、二二八—二三四ページ。『ロック政治論集』、「寛容A」および「補遺 貴顕の士からの手紙」、一六—二三、三四—三五ページ参照。なお「寛容A」は『ロック政治論集』の編集者M・ゴルデイによる手稿の読み方に従い、吉村伸夫の訳によるものである。
- (25) 山田『ジョン・ロック「寛容論」の研究』、一三四ページ。『寛容論』は *Episcopacy* や *bishop* という語を使わず、聖職者を総称する *clergy* という語を用いる。しかし、*clergy* 批判の具体的な内容は、特別な権限や資質の持ち主とみなされてきた主教および主教制への批判である。次注も参照。ロックに反聖職主義を指摘する研究は多いが、「反聖職」の内容については慎重な議論を要する。
- (26) J. R. Milton and Philip Milton (eds.) : *John Locke An Essay concerning Toleration and Other Writings on Law and Politics, 1667-1683*, The

- Clarendon Edition of the Works of John Locke, Oxford, 2006, p. 366. 監督制 (Episcopacy) は主教 (bishop) 職を中心として組織された教会体制つまり主教制を指す。bishop はギリシア語の ἐπίσκοπος に相当する。本稿は引用箇所以外では主教または主教制の語を用いる。主教は他の priest (牧師) 等の聖職者とは異なり、聖職叙任等の特別な権限をもち、その権限が使徒から継承されたものと信じる。ただし、使徒継承 (継紹と号) についての理解は教会内でも多様である。F. L. Cross (ed.): *The Oxford Dictionary of the Christian Church*, Oxford, Reprinted 1978, First published 1957 参照。
- (27) J. R. Milton and P. Milton (eds): *op. cit.*, pp. 8, 44, 97-118. 『ロック政治論集』「寛容 A」および「貴顕の士からの手紙」のウルディの解説部分、一六三-三四四ページ。この件については、第三代シャフツベリ伯によれば、祖父「初代シャフツベリ伯」は「ロックを信頼して内密の相談事をし、彼のペンの援けを利用した」。 (Rex A. Barrell (ed.): *Anthony Ashley Cooper Earl of Shaftesbury (1671-1713) and 'Le Refuge Francais' - Correspondence, Studies in British History, Vol. 15, The Edwin Mellen Press, 1989, p. 86.)*
- (28) *Journal of the House of Lords*, Vol. 13, pp. 12-13, 8 November 1675, downloaded from <http://www.british-history.ac.uk/report.aspx?compid=11405>; ロックの「フランス旅行日記」 John Lough (ed.): *Locke's Travels in France 1675-1679*, Cambridge, 1953, p. xv.
- (29) 『手紙』のテキストはミルトンの編著である校訂、'A Letter from a Person of Quality, to His Friend in the Country', in J. R. Milton and P. Milton (eds), *op. cit.* を使用し、ページ参照は『手紙』自体ではなく、編著を通じた帖付けに従う。
- (30) 'Appendix VI The Test Bill' in J. R. Milton and P. Milton (eds), *op. cit.*, p. 417.
- (31) K. H. D. Haley: *The First Earl of Shaftesbury*, Oxford, 1968, pp. 377-380, 390. David Ogg: *England in the Reign of Charles II*, Vol. II, Oxford, Second paperback reprinted 1963, First published 1934, 'XV. Danby and the Parliamentary Opposition'.
- (32) 吉村伸夫 (訳・著) 『マウヴェル書簡集』松柏社、一九九五年、六五八―六六一ページ。
- (33) Gary S. De Krey: *London and the Restoration 1659-1683*, Cambridge, 2005, p. 116.
- (34) Gary S. De Krey: *Restoration and Revolution in Britain*, Basingstoke, 2007, p. 124.
- (35) Henry Horwitz: *Revolution Politics The Career of Daniel Finch Second Earl of Nottingham, 1647-1730*, Cambridge, 1968, pp. 8-9, 17 (Appendix C 2) 臣上宣誓とは、国王至上法 (The Act of Supremacy 首長令とも訳される) にあてて、君主をイングラント教会の長とする宣誓を議員や大学構成員に課すること。
- (36) Henschel Baker: *The Wars of Truth*, Harvard University Press, 1953, pp. 158-159. J. R. Milton and P. Milton (eds), *op. cit.*, 'General

- Introduction', pp. 76-82. G. S. De Krey: *London and the Restoration 1659-1683*, pp. 116-117. 青柳 前掲書 五二―五三ページ。山田 前掲書 一三三三ページ。
- (37) 'A Letter from a Person of Quality, to His Friend in the Country', in J. R. Milton and P. Milton (eds.), *op. cit.*, pp. 337, 363, 366, 367. 山田 前掲書 一三三三ページ。
- (38) *Ibid.*, pp. 366, 367.
- (39) *Ibid.*, pp. 337-8, 348, 357, 359, 375. 山田 前掲書 一三三三ページ。
- (40) *Ibid.*, pp. 342, 345, 347.
- (41) *Ibid.*, pp. 362-363.
- (42) *Ibid.*, p. 367.
- (43) *Ibid.*, pp. 344-345.
- (44) Tim Harris: *Politics under the Later Stuarts*, London, 1993, p. 73.
- (45) H. Horwitz: 'Protestant Reconciliation in the Exclusion Crisis', *Journal of Ecclesiastical History*, 15, 1964, p. 203.
- (46) 複数の議事録等を含めた両法案の審議の検討は、青柳 前掲書 第三章。法案原稿の「ドキュメント」: Dering's draft of a bill for the case of dissenting Protestants, November 1680', in Maurice F. Bond (ed.), *The Diaries and Papers of Sir Edward Dering Second Baronet 1644-1684*, House of Lords Record Office Occasional Publications No. 1, London, 1976, pp. 194-196.
- (47) H. Horwitz: 'Protestant Reconciliation in the Exclusion Crisis', pp. 214-215.
- (48) MS Locke C. 34, fol. 100.
- (49) M. Goldie: 'John Locke and Anglican Royalism', *Political Studies*, XXXI, 1983, pp. 61-62.